

危険！！

使い捨てライターやスプレー缶は適正に処理を

去る10月27日の「燃やせないごみの収集日」に、市の収集車（パッカー車）の内部で、使い捨てライターによると思われる火災が発生しました。

火災は収集作業員の人命にかかわる一大事につながるほか、車両の修理に高額な費用が必要となり、ごみ収集計画にも支障をきたす恐れがあります。

火災の主な原因は、使い捨てライターのほか、スプレー缶、カセットボンベなどに使用されていた可燃性ガスや石油ストーブなどの燃料である灯油に引火することによりですが、これらは下記のように適正に処理した上で、分別して出してください。ことで、安全に再資源化することができます。

安全で低コストのごみ収集にご協力ください。

◆照会先

生活環境課 ☎ ② 6 7 3 3
清掃事務所 ☎ ② 0 3 1 4



▶パッカー内で激しく燃えたごみ

○使い捨てライター

中身を完全に使いきり、**燃ごみ**として収集日に出す。

○スプレー缶、カセットボンベ

中身を完全に使い切り、火気がなく、風通しの良い屋外で缶に穴を開け、**資源ごみ**（カン類）として収集日に出す。

○石油ストーブ、ファンヒーター

灯油や乾電池を抜き取り、本体と乾電池は**不燃ごみ**（袋に入らないものは粗大ごみ）として収集日に出す。

◎税務署からのお知らせ

相続または贈与などに係る生命保険契約や損害保険契約などに基づく年金の税務上の取り扱いの変更について

この度、遺族の方が年金として受給する生命保険金のうち、相続税の課税対象となった部分については、所得税の課税対象にならないとする最高裁判所の判決がありました。

そこで、このような年金に係る税務上の取り扱いを改めました。これにより、平成17～21年分の各年分について所得税が納めすぎとなっている方は、その納めすぎとなっている所得税が還付されます。更正の請求または確定申告など必要な手続きをお願いします。

この取り扱いの変更の対象となる方や所得税還付の手続きについては、国税庁ホームページ（www.nta.go.jp）を確認するか、最寄りの税務署にお問い合わせください。

※平成17年分は、早い方ですと平成22年12月末が還付できる期限ですので、早目の手続きをお願いします。

※受け取られた年金の受給権が相続税や贈与税の課税対象となる場合は、実際に相続税や贈与税の納税額が生じなかった方も対象となります。

照会先 関税務署（☎ 22-2233）

※電話受付は、自動音声により案内していますので、税務署を選択する場合は音声案内に従い「2」を押してください。税務署職員が対応します。